

短期金融市場取引活性化研究会

平成12年度7月～3月検討事項取り纏め資料

2001年4月

目 次

. R T G S 移行に向けた検討	
1 . R T G S 移行後の短資取引担保センターへの当日寄託の取扱いについて	P 1 - P 1
2 . R T G S 化後の有担保コール取引の対応について	P 2 - P 3
3 . 約束手形預りの「覚書」について	P 4 - P 6
4 . 日銀 R T フェーズ 2 ラウンド 1 を終えて	P 7 - P 8
5 . 日銀 R T フェーズ 2 における問題事例と対応策	P 9 - P 9
6 . 有担保コール取引（個別確認方式）における事務効率化策について	P 1 0 - P 1 2
7 . 短資取引約定確認システムへの新規参加申込み受付について	P 1 3 - P 1 4
. R T G S 移行後の検討	
1 . R T G S 化後の短期金融市場慣行について	 P 1 5 - P 1 5
2 . R T G S 化後の市場慣行に関するアンケート結果について	 P 1 6 - P 1 7
3 . アンケート結果に基づく市場慣行の検討について	 P 1 8 - P 1 8
. 有担保コール取引の今後	
1 . 短資取引担保センターを利用した有担保コール取引の今後について	P 1 9 - P 1 9
2 . 担保センターの保守契約に関する連絡	P 2 0 - P 2 0
3 . 短資取引担保センターの今後について	P 2 1 - P 2 2
. その他	
1 . 日銀 R T フェーズ 2 検証アンケート提出（回収）要領	P 2 3 - P 2 4
2 . 統一リファレンス番号について	P 2 5 - P 2 5
. 平成 1 2 年度研究会構成メンバー	P 2 6 - P 2 6
付属資料	
1 . 短資取引担保センターに関する今後の検討項目及び検討スケジュール	
2 . 投信コール・日銀ネット備考欄コード一覧	
3 . リファレンス番号の日銀ネット画面・帳票への反映について	

． R T G S 移行に向けた検討

- 1 ． R T G S 移行後の短資取引担保センターへの当日寄託の取扱いについて

平成 12 年 9 月 12 日

短資協会

○ 現状の担保センターの対応時間

寄託当日担保使用分

受付時限	取引区分	備 考
11：00	交換戻時点 取引分	
13：00	3 時時点 取引分	
15：00	為 決時点 取引分	

事前寄託分（当日に使用を予定しない担保）

→ 受付時限は 14：30

○ R T G S 移行後の対応時間

寄託当日担保使用分受付時限	取引区分	備 考
11：00	12：30 から使用可	個別確認方式限定
13：00	14：30 から使用可	個別確認方式限定
14：45	16：15 から使用可	個別確認方式限定

緊急時の対応はご相談させていただきます。

事前寄託分（当日に使用を予定しない担保）

→ 受付時限は 15：00

翌日朝スタート時の担保残高（包括確認方式にも使用可）に計上

「短資取引担保センター利用マニュアル」に記載のとおり、担保受渡しに伴う事務手数及び搬送リスクの軽減のため、事前寄託を基本とさせていただきます。

以上

- 2 . R T G S 化後の有担保コール取引の対応について

平成 1 2 年 1 0 月 1 2 日

市場参加者 各位

短資協会幹事
上田短資株式会社

日本銀行の R T G S 化に伴う新市場慣行において、短取研でのご意見を前提として短資会社は現行の有担保コールディーリング取引に併せて、有担保コールブローキング取引も開始すべく準備を進めております。以下に、現状の準備状況および対応についてご報告させていただきます。

○ 契約関係について

短資取引担保センター（以下「担保センター」という）を使用する有担保コールブローキング取引においては、現行システムを援用するため、「覚書」を参加取引先との間で交わさせていただきたく準備を進めております（ 1 1 月中に完了予定）。

「個別確認方式」を原則としておりますが、「包括確認方式」にて参加される取引先からは、「覚書」とは別に「包括確認方式参加申込書」を提出していただきます（ 1 1 月中に完了予定）。

○ 短資会社及び担保センターの対応

各短資会社では、ブローキング取引に備えた事務体制や新たなシステム作りを進めております。一方、担保センターでは「包括確認方式」において新たな事務負担がかかるため、それに対応可能な人材配置やファクシミリなどの機器導入の準備を進めております。

尚、約束手形の搬送につきましては現行と同様、短資会社において搬送させていただきます。

○ R T フェーズ 2 への参加について

短資会社および担保センターでは、R T フェーズ 2 においてラウンド 1 より担保振替も含めた有担保コールブローキング取引のテストに参加致します。

○ 担保センターにおける R T G S 対応テストについて

R T G S 化後、担保センターを使用する有担保コール取引においては、時点決済下に比べ担保振替の増加が予想されるため、負荷テストを中心とした担保振替テストを 7 月と 9 月に 2 回実施しました。結果、R T G S 化後の取引を想定した振替量はこなせるものの、処理件数が多くなると振替時間に関してはかなり時間を要することも検証されました。

振替時間に関しましては「包括確認方式」などを取り入れたＲＴフェーズ２で更に検証していきたいと考えております。又、担保振替の軽減方法としてオープンエンド取引や担保のロット化の推進を市場参加者の皆様に積極的に要請していく所存です。

○その他

短資会社は、振込国債を使用した有担保コール取引の仲介をさせていただきますが、担保の振替に関しましては当事者間での直接振替となります。

- 市場慣行等の変更によっては、短資会社の対応につきましても変更が予想されます。変更点などがありましたら、その都度、事前にご連絡させていただきます。

以 上

- 3 . 約束手形預りの「覚書」について

平成12年10月12日

市場参加者 各位

短資協会幹事
上田短資株式会社

現在、短資会社が媒介した無担保コール取引のうち、為決時点で約定されたオーバーナイト取引及び遠隔地の参加者との間で約定された取引において、短資会社がコール取引約束手形の預かりをさせていただいております。来年1月4日から実施予定のR T G S化後も引き続き短資会社においてコール取引約束手形の預りをさせていただきますが、R T G S化後は市場慣行が変ることから、新たな「覚書」を取り交わしたく提示させていただきます。なお、新たな「覚書」の内容に関しては山根短資を通じ同社の顧問弁護士に問題なき旨を確認しております。

[主な変更点]

- 現行の覚書は前文に「無担保コール取引において…」と限定しておりますが、R T G S化後の覚書は「コール取引において…」と無担保コール取引のほか有担保コールブローキング取引も対象といたしました。
- 現行の覚書は前文に「為決時点で約定された…」とありますが、R T G S化後は時点決済の概念がなくなるためR T G S化後の覚書は「当日午後3時以降に約定された…」といたしました。
- 現行の覚書は第一条3項および第二条に乙（短資会社）が資金決済の確認を行うとありますが、R T G S化後は短資口座スルーの廃止、直接決済への移行から乙（短資会社）が当事者として資金決済の確認が出来ないため、資金決済の確認方法としてR T G S化後の覚書には、第一条4項に「甲は資金決済が行われた場合その旨を乙に対し書面により（ファクシミリによる書面の送信を含む）連絡するものとし、…」とし、第二条についても同趣旨の修正を行うことといたしました。

以 上

覚書（雛形）

〇〇〇(以下、甲という)と〇〇短資株式会社(以下、乙という)とは甲の依頼にもとづき乙が媒介するコール取引において、当日午後3時以降に約定されたオーバーナイト物取引(オープンエンド取引を含む)および遠隔地の参加者との間で約定された取引にかかる約束手形(借用証書に代えて振出される約束手形。以下、単に約束手形という)の取扱いについて、次の通り合意した。

第一条 甲がコールの出し手の場合

甲は乙に対し、甲を受取人とする約束手形について、乙が受領し、且つ資金決済が終了するまでの間甲の為に乙が占有することを委託し、乙はこれを受任した。

乙による甲のための前項に定める約束手形の代理占有は、乙が当該約束手形を取り手から受領したときに開始したものとみなす。

第一項に定める約束手形について資金決済が行なわれたことを乙が次項に従って確認した場合は、甲は乙に対し甲に代わり当該約束手形に資金の領収を証する記載を行うこと、および当該記載を行った後当該約束手形を直接取り手あて返却することを委託し乙はこれを受任した。

甲は当該約束手形について資金決済が行われた場合その旨を乙に対し書面により（ファクシミリによる書面の送信を含む）連絡するものとし、これにもとづき乙は当該資金決済の確認を行うものとする。

第二条 甲がコールの取り手の場合

乙は、乙が出し手から甲を振出人とする約束手形について資金決済が行われたことを前条第4項の方法に準じて確認した場合、出し手に代わり当該約束手形に資金の領収を証する記載を行うこと、および当該約束手形を直接甲に返却することにつき出し手から委託を受けこれを受任していることを保障する。

第三条 損害賠償等

約束手形の搬送、保管に伴う費用は一切乙において負担し、また乙が当該約束手形を受領後保管中もしくは搬送中において紛失、滅失、または毀損した場合は、そのために生じた損害は乙が負担するものとする。ただし、当該約束手形が災害等のやむをえない事故により紛失、滅失、または毀損した場合にはその善後措置については甲は乙に協力するものとする。

乙が第一条および第二条で与えられた権限を濫用し、甲に損害を与えた場合はその損害は乙が負担するものとする。

第四条 解約

本覚書に定める合意は、甲が乙に解約を申し入れることによって直ちに終了させることができるものとする。

本覚書は正本 2 通を作成し、甲乙 1 通を保有するものとする。

平成 年 月 日

(甲)

(乙)

- 4 . 日銀 R T フェーズ 2 ラウンド 1 を終えて

市場参加者各位

平成 1 2 年 1 1 月 9 日

短資協会幹事
上田短資株式会社

先般行われた日銀 R T フェーズ 2 ラウンド 1 に関し、短資会社の対応をご報告させていただきます。

○ 短資取引約定確認システム

システム本体——NTT データ通信が管理する本システムは、過去数回のテスト及び今回のテストを通じトラブルは無く、安全性は高いと考えております。

短資からの送信——2 1 日のテスト時、短資会社数社で自社システムから約確システムへの連携がうまくいかず市場参加者への送信遅延が発生しましたが、2 9 日のテストまでに概ね改善いたしました。しかしながら、引き続き短資会社による入力時間短縮といった課題は残っております。

市場参加者側端末——2 1 日のテスト時に一部市場参加者の端末でエラーが発生しましたが、これは初期オペレーションが手順通り実施されなかった結果、テスト環境に対応できず発生したものです。初期オペレーションを前日に実施できるようにシステムを開放し、その旨書面で事前にご連絡させていただきましたが十分に徹底していなかったためと思われます。その後市場参加者からの電話照会を受けて対応させていただきました。

非参加者との取引の約定確認——短資会社から市場参加者に FAX 送信を行うことにより約定内容を確認することとなっておりますが、一部不徹底のため F A X 送信遅延が発生しました。今後短資各社に徹底を図ります。

障害発生時——参加者の端末がダウンした場合は、短資取引約定確認システムセンター（0 3 - 5 7 0 9 - 1 7 2 0）へご連絡をお願いいたします。システム全般に係る障害が発生した場合には、短資会社を通じて早急にご連絡いたします。

○ 有担保コール取引

短資取引担保センター（以下「担保センター」という）——今回のテストにおいて担保センター及び短資会社端末に機器障害の発生は有りませんでした。事務関係では、市場参加者の書類誤記等の事例が数件みられました。こうした例は、今後テストを重ねることによって減少すると予想されますが、短資会社としても今後とも書類記入要領等の説明に努めます。

短資側事務——RTGS 化で振替指図書・記帳通知等 FAX すべき書類が増え、相当な事務量増加となりました。特に担保の振替量が著しく増加し作業時間の見直しが必要となりました。

対応策——RTGS 化によって有担保コールに係る事務量の大幅な増加が見込まれる為、市場参加者の皆様に以下の点につき再度強く要請させていただきます。

- * 担保のロット化
- * オープンエンド・ネットिंग取引の推進
- * 包括確認方式の効率的利用
- * 大型の振替指図書の分割化
- * FAX 機器の増強

以上

- 5 . 日銀 R T フェーズ 2 における問題事例と対応策

平成 12 年 11 月
短資協会幹事 上田短資株式会社

事務区分	テスト時の問題事例・要望事項等	対応策
1. 短資取引約定確認システム関連		
(1) システム関係	・端末が起動しない ・システムが動かない	* 短資協会の「端末操作マニュアル」を参考にし、それでも解決しない場合は、下記にご連絡ください。 連絡先: 短資取引約定確認システムセンター TEL 03 - 5709 - 1720
(2) 運用関係	・相手先による OK サイン遅延	* 取扱短資会社にその旨お伝え頂ければ、取扱短資会社から相手先にご連絡致します。
	・約定内容が正しいのに NG で返してしまった	* 取扱短資会社にその旨お伝え頂ければ、取扱短資会社から相手先に連絡のうえ、再送致します。
	・約定内容が間違っているにも拘わらず、出し手取り手双方とも OK サインを出してしまった	* 取扱短資会社が双方の合意を得た後、取引取り消しの送信をし、再度正確な内容のものを送信したうえで OK サインをお出し頂きます。
	・オープンエンド・ネットینگ取引の照会	* 約定の際に取扱短資会社を通じてご確認下さい。
	・担保関係情報の有無	* 担保関係の情報は記載しておりません。
(3) その他	・過去データの保存	* 当日の記録のみで、履歴は持っておりません。
	・非参加者との取引確認	* 出し手取り手双方とも約定確認システム参加者の場合にのみ約定確認システムは利用可能です。 * 非参加者との約定の場合には取扱短資会社を通じ FAX にてご確認頂きます。
2. 有担保コール取引		
(1) 短資取引担保センター関連		
包括担保 確認依頼書	・包括担保確認依頼書遅延	* 取り手からの依頼書未着による場合には、取り手に催促させて頂きます。 * 出し手への送信で FAX が繋がらないことによるものについては FAX 機器の増強をお願い致します。 * 担保センター内の事務処理遅延によるものについては、引続き体制の整備と習熟による迅速化を図らせて頂きます。
	・個別確認方式での取引分との混同	* 約定の際に取引毎に個別確認方式によるか包括確認方式によるかを取扱短資会社を通じてご確認下さい。
	・確認依頼金額の記入漏れ ・確認依頼金額と差入書の担保価額合計不一致	* 記入内容の再確認をお願い致します。
	・細分口座名の記載	* 依頼書の備考欄に細分口座名をご記入下さい。
	・依頼書の記入方法(多数)	* 書式の記入例等を記載した説明資料を送付させて頂きました。
	・センターからの FAX がつながらずに時間がかかる	* FAX 機器等の増強をお願い致します。
	・センター宛専用 FAX 以外への送信	* 各帳票に FAX 番号を記載しておりますのでこの番号に送信をお願い致します。 短資取引担保センター FAX 03 - 5201 - 3355
	・センターへの FAX 二重送信	* 送信したかどうか不明な場合、誤って二重送信したような場合は、センターにその旨ご連絡ください。
(2) 短資会社関連		
振替指図書	・記載内容相違	* 記入内容の再確認をお願い致します。
	・取り手から短資会社への送付遅延	* 事務の習熟をお願い致します。
	・差入・返戻両用版の使用	* O / N 取引については差入・返戻両用版の使用をお願い致します。
その他	・記帳通知の枚数が多くて FAX に時間がかかる	* FAX 機器の増強と共に、事務効率化等を進めてまいります。

- 6 . 有担保コール取引（個別確認方式）における事務効率化策について

市場参加者各位

平成12年11月24日

短資協会幹事
上田短資株式会社

日銀ネット総合運転試験（RT）フェーズ2において、FAX送信遅延が原因と思われる有担保コール取引（個別確認方式）の資金決済遅延が多数散見されました。そこで、有担保コール取引（個別確認方式）の新規取組時における「振替指図書」並びに「振替決済帳簿記帳通知」のFAX送信の取扱いについて、今後以下の通り変更させていただきます。
ご理解の程よろしくお願い致します。

（変更点）： 担保振替実施済の振替指図書に取扱短資会社が担保振替済確認印を押印
： 「振替決済帳簿記帳通知」のFAX送信を出し手の了承の下、最終ページのみとする。

〔有担保コールブローキング取引（個別確認方式）スキーム〕 （別紙1参照）

〔新規取組時——スタート・振替指図〕

短資会社（以下「短資」という。）を通じたブローキングによる有担保コール取引の約定成立。資金の取り手が包括確認方式利用先の場合、短資は短資取引担保センター（以下「センター」という。）へ「個別担保使用通知書」をFAXにて送信。

資金の取り手は、担保の振替を行うために差入れ用の「振替指図書」（a）を作成し、取引を媒介した短資へFAXにより送信。

（払出口座が取り手自己口、受入口座が出し手担保口の「振替指図書」）

短資は、差入れ用の「振替指図書」に従い資金の取り手自己口から短資担保口へセンター端末を操作して振替。

短資担保口への振替が完了すると、センターから完了したことを通知する「振替決済帳簿記帳通知」（b）が短資設置のプリンターから出力される。

引き続き短資は、差入れ用の「振替指図書」に従い短資担保口から資金の出し手担保口へセンター端末を操作して振替。

資金の出し手担保口への振替が完了すると、センターから完了したことを通知する「振替決済帳簿記帳通知」（c）が短資設置のプリンターから出力される。

短資は、帳票（a）に担保振替済確認印を押印する。

短資は、帳票（a）（b）（c）を一体として、資金の出し手へFAXにより送信。 1

資金の出し手は、振替完了を確認し、取引スタート分の資金決済を実行。

短資は、帳票（a）（b）（c）を一体として、資金の取り手へ送付。 2

短資では原本（a）（b）（c）を保管。

1 出し手の了承の下、帳票（b）（c）のFAX送信は、最終ページのみとする。

2 1の場合は、出し手にも送付。

〔期日決済時——エンド・返戻指図〕

資金の取り手が包括確認方式利用先の場合、短資は前日（午後 5 時迄を目処）、センターへ「個別担保返戻通知書」を F A X 送信。

当日、資金の取り手は、期日を迎える約定に基づく資金決済を午前 10 時迄を目処に実行（返金時間は午前 9 時から午前 10 時としているが、出来得る限り早い時間に返金を行うこととする）。

資金の取り手が包括確認方式利用先の場合において、資金の出し手は、期日を迎える約定に関する資金決済（返金）を確認し、返金が行われていない場合、出し手は午前 10 時迄にセンターと短資へ「返金未実行先連絡」を行う。その後、資金の取り手が返金を実行した場合には、資金の出し手は確認後直ちに連絡を行う。

資金の出し手は、資金の着金を確認できた時点で事前に作成しておいた返戻用の「振替指図書」（d）を取引を媒介した短資へ F A X により送信。

（払出口座が出し手担保口、受入口座が取り手自己口の「振替指図」）

短資は返戻用の「振替指図書」に従い資金の出し手担保口から短資担保口へ担保センター端末を操作して振替。

短資担保口へ振替が完了すると「振替決済帳簿記帳通知」（e）が出力される。

引き続き短資は返戻用の「振替指図書」に従い短資担保口から資金の取り手自己口へセンター端末を操作して振替。

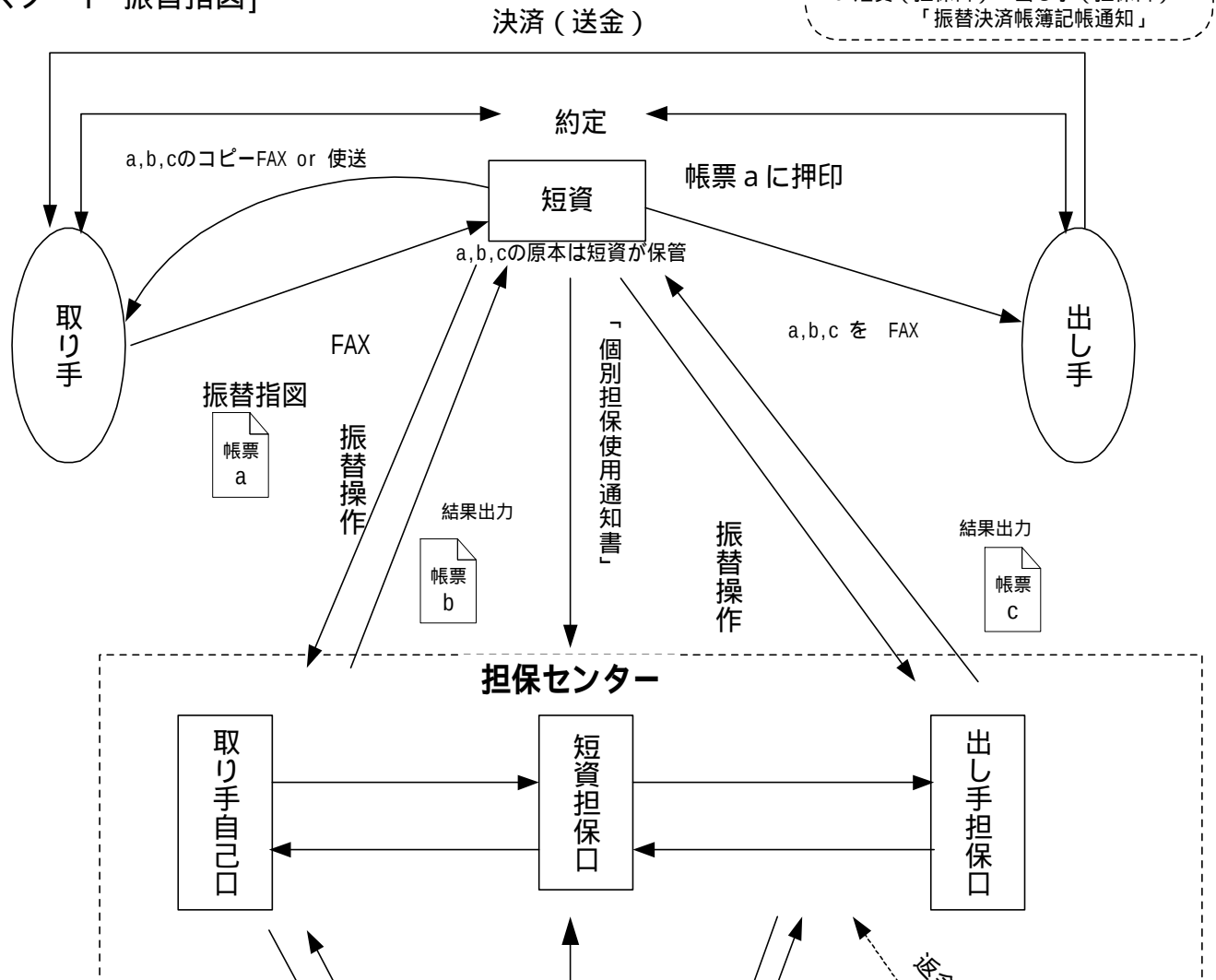
取り手自己口への振替が完了すると「振替決済帳簿記帳通知」（f）が出力される。

短資は、帳票(d)(e)(f)を資金の取り手へ送付。

短資は、帳票(d)(e)(f)を資金の出し手に送付。短資では原本(d)(e)(f)を保管。

有担保コールローキング取引(個別確認方式)事務フロー

[スタート・振替指図]

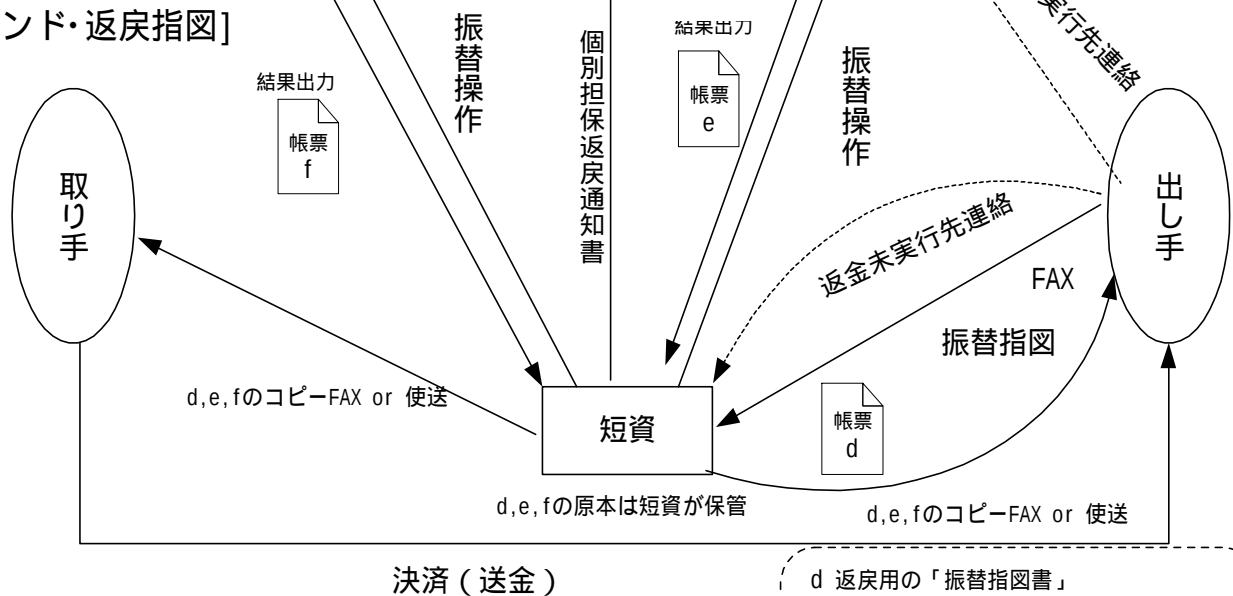


a 差入れ用の「振替指図書」

b 取引手 (自己口) → 短資 (担保口)
「振替決済帳簿記帳通知」

c 短資 (担保口) → 出し手 (担保口)
「振替決済帳簿記帳通知」

[エンド・返戻指図]



d 返戻用の「振替指図書」

e 出し手 (担保口) → 短資 (担保口)
「振替決済帳簿記帳通知」

f 短資 (担保口) → 取引手 (自己口)
「振替決済帳簿記帳通知」

- 7 . 短資取引約定確認システムへの新規参加申込み受付について

平成 12 年 12 月 14 日

市場参加者各位

短資協会幹事
上田短資株式会社

日銀ネット R T G S 化等にかかる総合運転試験 (R T) フェーズ 2 (以下「 R T 2 」と言う) もラウンド 3 まで終了しましたが、 R T 2 を通じ市場参加者の皆様の間で短資取引約定確認システムの有用性へのご理解が進んだ結果、同システムへの新規参加希望や同システム参加者拡大の必要性を指摘する意見が多数寄せられております。

新規参加申込みの受付は短資会社を窓口として随時行わせていただいておりますので、お問い合わせは各短資会社宛にお願い致します。ご利用開始までのスケジュールについては都度ご相談させていただきます。

尚、新規にご参加頂くに当たり万全の体制で望む必要があることから、回線敷設・端末導入の関係上、お申込みから実際のご利用開始まで数カ月程度を要することとなりますが、ご理解の程よろしくお願い致します。

以 上

平成13年2月23日

市場参加者各位

短資協会幹事
上田短資株式会社

短資取引約定確認システムへの
今後の新規参加希望取り込みの区切り方について

標記の件につきまして、導入の円滑化のため三ヶ月分を取りまとめて対応させて頂くことにいたしましたのでご了承下さい。

なお端末設置は、新規参加者の端末操作研修等受入体制整備の所要期間を見込み、原則取りまとめ月の三ヶ月後を目処といたしますが、可能な限り前倒しに努力することとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(期間の区切り)

2月～4月申し込み分	7月迄に設置
5月～7月申し込み分	10月迄に設置
8月～10月申し込み分	1月迄に設置
11月～1月申し込み分	4月迄に設置

以 上

． R T G S 移行後の検討

- 1 ． R T G S 化後の短期金融市場慣行について

本年初より R T G S 化が実施されたが、短取研で取纏め済みの新市場慣行等に関して、R T G S 化後の短期金融市場における取引状況についての検討を今後進めていく必要がある。

○取引状況全般

新市場慣行の下、短期金融市場においてコール取引等が活発に行われており、R T G S 化への移行は市場全体として順調に行われたと言える。

○新市場慣行の実施状況

(1) 決済時間帯ルール

コール返金先行	： 取り手は A M 9 : 0 0 から速やかに返金実施
約定から資金決済	： 原則 1 時間以内が実現済
オープン市場取引の決済慣行	： P M 1 : 0 0 ~ P M 3 : 0 0 の資金決済定着

(2) 新たな取引

日中コール	： 現状市場参加者の取引ニーズは限定的
有担保コールブローキング	： 包括確認方式中心に取引定着 ： ディーリング取引も併存 ： 担保ロット化進展 ： スムーズな担保振替実現 ： 振替指図書両用版定着
ネットィング・オープンエンド取引	： 主に有担保コールにおいて取引活発化 ： コンファーム事務...遅延なし

(3) その他

短資口座スルーの廃止	： 市場慣行として定着
短資取引約定確認システム	： コール取引のコンファメーション手段として定着 ： 取引当事者のサイン送信...遅延なし ： 短資会社による約定データ入力...遅延なし ： システム参加者拡大（ 3 1 社） ： 非参加者との F A X による約定確認...遅延なし
非当預先（生損保）の資金決済	： コール取引は日銀ネット付記電文付決済に移行 ： C D C P 取引は全銀為替決済利用先が散見される
投信会社コール備考コード I / P	： 市場慣行として定着
日銀ネット備考コード I / P	： 市場慣行として定着
代行決済	： 事務処理...遅延なし

○市場参加者の意見

コール先日付取引の約定活発化促進

（朝の返金後）一部の出し手の当日約定の時間が遅い

非当預先（生損保）の C D C P 取引につき日銀ネット付記電文付決済への移行促進

代行決済先との付記電文事務や投信会社コール備考コード I / P の事務負担軽減に向けた、統一リファレンス番号導入の検討促進

日銀ネット備考コードの短資約定確認システムの表示項目への追加

- 2 . R T G S 化後の市場慣行に関するアンケート結果について

○新たな市場慣行として検討すべき項目

- (1) 決済ルール
 - ・ 決済遅延の場合のペナルティー徴求
- (2) 日中コール
 - ・ 日中コール取引の活性化
- (3) C D ・ C P
 - ・ ネットティング取引フロー検討

○市場参加者の要望事項

- (1) 決済ルール
 - コール返金ルールの趣旨徹底
 - ・ 取り手は午前 9 時以降直ちに返金を開始し、遅くとも午前 10 時迄に行うことが求められる。
 - 市場慣行の体系的な整備
 - ・ インターバンク取引要綱の改訂が必要。
- (2) 約定確認
 - 短資約定確認システムの機能向上
 - ・ 短資約定確認システムへのオープンエンド・ネットティング区分の追加。
 - ・ 非当預先(生損保)との取引の場合に決済代行先ネット番号等を画面上に表示。
 - ・ 日銀ネット備考コードの短資約定確認システムの表示項目への追加。
 - 短資約定確認システム非参加先との約定確認方法の徹底
 - ・ 取扱短資会社が送付する F A X を通じ約定確認を行う。
 - ・ F A X による約定確認項目の統一(資金決済口座を含める等)が必要。
- (3) C D ・ C P 取引
 - 決済時間の厳守
 - ・ オープン市場商品(C D ・ C P)の決済は、スタート日は決済日の午後 1 時から 3 時迄に行い(以下、当預時間帯決済)、エンド日は手形交換(12 時 30 分即時決済)もしくは当預時間帯決済にて行うことを基本とする。
 - ・ 時間帯の幅にある程度余裕をもたせるが、午後 2 時頃までには決済を完了させることが望ましい。
 - 非当預先の日銀ネット(付記電文付振替)利用促進
 - ・ 非当預先の資金決済については、日銀ネット(付記電文付振替)を可能な範囲で利用することが望ましい。
 - (為参考：日銀ネット利用細則より抜粋)
受取顧客の記載のある付記電文付振替依頼の入金時間帯は、振替金受取人における事務処理時間等を考慮し、午前 9 時から午後 2 時までとします。ただし、振替金受取人の了承を得た場合には、通常振替と同じ時刻まで入力を行うことができます。
 - 約定単位毎の資金決済の徹底
 - ・ 同一取引先の資金であっても複数取引を纏めたり、手形・証券券面単位の細分化は行わない。
 - 備考コード入力の徹底
 - ・ 備考コードの果たす機能の重要性を認識し、正確・確実なコード入力を励行する。

[提出期限：○月○日(○)]

住友銀行 宛

貴社名：_____

御担当部署：_____

御担当者：_____

(電話番号：_____)

(極力、E mail での提出をお願い致します。)

R T G S 化後の短期金融市場に関するアンケート調査

- 1、R T G S 化後の短期金融市場の取引状況から見て、短取研で取纏めた市場慣行に関し何か修正すべき点がありますか。

- 2、R T G S 化後の短期金融市場の取引状況から見て、短取研で取纏めた市場慣行以外に新たに市場慣行として検討すべきと思われる事項、その他ご意見等が何かありますか。

- 3 . アンケート結果に基づく市場慣行の検討について

○ 決済ルールに関する事項

(1) 決済遅延時の対応

決済遅延時の対応としてペナルティー等のルールを制定すること必要か。

(イ) 必要性

- ・ R T G S 下ではリアルタイムで精緻な資金繰り管理を行う必要があり決済遅延によって受ける悪影響は大きい。
- ・ 現状の決済の実態としては、ほぼ予定時刻通りの決済が行われている。

(ロ) 問題点

- ・ 決済遅延の客観的な判定・原因の特定は難しい。
- ・ その日のうちに決済が行われた場合に債務不履行責任を問うことは難しい。
- ・ 決済遅延を回避する結果として、約定時に決める決済時刻が後倒しになる可能性がある。

(ハ) 結論

- ・ 決済遅延を頻繁に起こす参加者は、結果的に他の市場参加者から敬遠されていくことが予想され、ルールで縛る必要までではないと思われる。
- ・ ペナルティー等の導入に際しては更に慎重な検討が必要。

○ 各種取引に関する事項

(1) 日中コール取引

日中コール取引の活性化に向けて何らかの育成策は必要か。

(イ) 必要性

- ・ 短期金融市場取引活性化の観点から日中コール取引が活発化することは望ましい。

(ロ) 問題点

- ・ 日中コール取引に限らず、短期金融市場取引は出し手・取り手の取引ニーズに基づき取引が行われるものであり、人為的な市場形成には馴染まない。

(ハ) 結論

- ・ 日中コール取引の活性化に向けて、何らかの人為的な市場形成を促すことは行わない。
- ・ 今後の市場での取引ニーズに基づき標準物創設の可否を含めた検討が必要。

(2) C D ・ C P 取引

C D ・ C P 取引の資金決済に関しネットینگ・ルールの制定は可能か。

(イ) 必要性

- ・ コール取引同様、C D ・ C P 取引についても資金決済額削減のニーズは強い。

(ロ) 問題点

- ・ C D ・ C P 取引の決済については、物(証券、手形)と資金のD V Pが必要であり、資金決済だけを取り出してネットینگ・ルールを検討するのは適当とは言えない。
- ・ 現行のシステムインフラでは物(証券、手形)と資金のD V P実現は不可能である。
- ・ 証券決済制度改革議論が進行中であり、証券決済制度改革と切り離れた議論は適当ではない。

(ハ) 結論

- ・ C D ・ C P 取引の決済に関しては証券決済制度改革議論の行方を見極める必要から、現時点での資金決済のネットینگ・ルールの制定は困難。

．有担保コール取引の今後

－ １．短資取引担保センターを利用した有担保コール取引の今後について

○ 短資取引担保センター（以下「担保センター」という。）の現状

(1) システム保守契約延長

経緯

- ・ 本年 7 月度短取研において、短資協会から担保センターのシステム保守契約期限が平成 1 4 年 3 月末に到来し、且つ延長は困難との報告が一旦なされた。
- ・ R T G S 化後の市場動向・規模等の見極めが必要との観点から、短資協会が日本ユニシス（担保センターの保守を担当）と保守契約期限の延長交渉を実施。

結果

- ・ 担保センターの保守契約期限の 1 年延長が可能となった。
但し、平成 1 5 年 3 月末以降への再延長は不可能

(2) 現行機能

- ・ 担保振替に係る事務が煩雑
- ・ 帳簿上の振替により担保の授受を行うが、資金・担保の D V P 未実現

○ 課題

(1) 新システム構築の検討

- ・ 現行担保センターの保守契約期限切れになる平成 1 5 年 3 月末以降、担保センターを利用する有担保コール取引継続のためには、担保センターの新システム構築が必要。
- ・ 担保センターの新システム構築に当たって R T G S 化後の有担保コール取引におけるシステム機能要件の洗出しが必要。
- ・ 安全性、効率性、経済性の観点から新システム構築の検討が必要。

(2) スケジュール

- ・ 現行担保センターの保守契約期限切れになる平成 1 5 年 3 月末までに新システムの構築及びリリースを実現する必要あり。

(3) コスト

- ・ 担保センターの新システム構築にはコストがかかる。

○ 検討状況

(1) 市場参加者の取引ニーズ

出し手：現状対比追加的負担なく取引可能ならば取引を継続したい。
但し、イニシャルコストを負担してまで取引を継続することには消極的。
有担保コール取引が出来なくなるならば他の取引にシフトせざるを得ない。

取り手：現状対比追加的負担なく取引可能ならば取引を継続したい。
但し、イニシャルコストを負担してまで取引を継続することには消極的。
有担保コール取引が出来なくなるならば他の取引にシフトせざるを得ない。

短資会社：R T G S 化後の有担保コール市場の取引動向、規模等を見極めたうえで平成 1 3 年 9 月末をメドに担保センターの新システム構築の大枠について方向性を示したい。

(2) 方向性

- ・ 保守契約期限到来後（平成 1 5 年 3 月末以降）の担保センターを利用した有担保コール取引については、短資会社が平成 1 3 年 9 月末をメドに行う、上記 2 課題を含めた担保センターの新システム構築に関する検討・判断を踏まえて、方針を決定する。
- ・ 但し、短資会社による新システム構築に関する検討（機能要件、ベンダー選択等）の過程で、システム発注スケジュールの繰り上げが必要となった場合には短取研での方針決定時期の前倒しを検討する。

- 2 . 担保センターの保守契約に関する連絡

平成 12 年 7 月 25 日

短期金融市場取引活性化研究会メンバー各位

短資協会幹事
山根短資株式会社

短資取引担保センターの現行システムについては、平成 6 年 6 月の導入時以降、日本ユニシス株式会社と保守契約を締結してきましたが、当該保守契約は平成 14 年 3 月末日を以って終了致します。それ以降については、日本ユニシス株式会社よりシステムの安全性の確保が難しいという理由で保守契約の継続延長は困難の旨、提示されています。現状ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上

- 3 . 短資取引担保センターの今後について

平成12年12月14日

市場参加者各位

短資協会幹事
上田短資株式会社

現行の短資取引担保センター（以下「担保センター」という）については、日本ユニシス株式会社との間に締結されている保守契約を一年間再延長の上、平成15年3月をもって終了することとなっており、同年4月以降については保守契約の新たな延長は不可との回答を得ております。このため短資業界として平成15年4月以降の対応につき「担保センター検討部会」を設置（本年11月）するとともに、市場参加者の皆様のご理解を得ながら今後検討を進めていく所存です。

○担保センター検討部会設置

（１）メンバー

短資協会から事務局長を含む3名、短資会社から各社3名ずつ合計21名。

（２）開催頻度

当初2週間に1回の開催とし、RTGS化後は状況を勘案のうえ頻度を増やす。

（３）検討内容

平成15年4月以降の担保センターの存続の可否と継続の場合の新システム構築に関する事項。

○検討項目及び検討スケジュール

（１）検討項目

市場規模見直し

- ・市場参加者の取引ニーズ
- ・有担保コールの市場規模見直し（ブローキング取引・ディーリング取引）
- システム関連
 - ・システム機能（短資ディーリング・ブローキング両用振替機能、DVP実現の要否等）
 - ・担保センターへのアクセス方式（短資会社経由 or 直接）
 - ・システムベンダー選定（現行システムは日本ユニシス）
- コスト関連
 - ・システムコスト算定
 - ・コスト負担等

（２）検討スケジュール

別紙参照

○市場参加者への報告

平成13年3月、6月に検討状況の中間取り纏めを行い、短期金融市場取引活性化研究会を通じて市場参加者の皆様に取り纏め結果を報告し、ご意見を頂戴したいと考えております。また、担保センター存続の可否と継続の場合の新システム構築に関する短資業界の方針については平成13年9月末をメドに大枠をお示しいたします。

以上

市場参加者各位

短資協会幹事
上田短資株式会社

短資取引担保センターの今後について(3月報告)

昨年12月の短期金融市場取引活性化研究会においてご案内いたしました短資取引担保センター(以下「担保センター」という)の平成15年4月以降の対応につきまして、「担保センター検討部会」での検討状況を項目別にご報告させていただきます。

1. 市場規模見通し

R T G S化後の有担保コール市場平残は、5～6兆円とほぼ事前の予想通りの結果となっています。今後の市場残高については、市場規模の変動要因として挙げられる中で最も重要だと考えられる出し手の運用ニーズには、不確定要因が多々あり、確たる予測は困難ですが、大方の見方は今後数年間横ばいとの予想です。もっともこれも先行きの金利水準等によって大きく振れる可能性があり、市場規模の見通しは不透明です。

2. システム関連

システム機能

必要な機能要件の洗い出しを行いました。その中で不可欠の要件としては、ブローキング取引への対応機能が挙げられます。またD V P実現を見据えた機能要件を検討いたしました。これに関しては、日銀当預との連動が必要となり極めて困難であると考えております。

担保センターへのアクセス方式

現状通りの短資会社経由による方式に加えて、新たな媒体として短資取引約定確認システムのネットワーク利用及びインターネット利用等を検討しております。

振替方式

現状の振替方式の他、振替操作を担保センターで一括して行う方式、さらには市場参加者に直接お願いする方式を検討中です。

なお、担保センターの存続については、市場参加者の皆様のご意見を見据えて、平成13年9月末を目処に大枠をお示しいたします。

以上

．その他

- 1 . 日銀 R T フェーズ 2 検証アンケート提出（回収）要領

○ アンケート実施に当たって

本年 10 月 21 日から日銀ネット R T G S 化等総合運転試験フェーズ 2（以下 R T 2）が実施されます。R T 2 は本番運用に出来る限り近い環境で、新しい市場慣行・取引を実践的に確認することを目的としています。短取研では、R T 2 において市場参加者が新しい市場慣行・取引に基づき約定から資金決済までをスムーズに行えたかどうかを主眼に R T 2 検証アンケートを実施します。なお、アンケートは各ラウンド毎に実施し、質問内容は各ラウンド共通です。

○ アンケート実施スケジュール

	R T 2 実施日	検証アンケート提出(回収)日	
		参加者→業態代表	業態代表→幹事(住友銀行)
ラウンド 1	10 / 21 (土) 10 / 29 (日)	10 / 30 (月)	10 / 31 (火)
ラウンド 2	11 / 11 (土) 11 / 18 (土)	11 / 20 (月)	11 / 21 (火)
ラウンド 3	12 / 2 (土) 12 / 3 (日)	12 / 4 (月)	12 / 5 (火)
追加テスト	12 / 16 (土)	12 / 18 (月)	12 / 19 (火)

○ アンケート提出先

参加者は各業態代表に「R T 2 検証アンケート」を提出し、各業態代表は業態内集計結果（「R T 2 検証アンケート集計用紙」）を幹事（住友銀行）宛に提出する。

業態	提出先	業態	提出先
都市銀行	：住友銀行	信用金庫	：信金中央金庫
地方銀行	：地方銀行協会	投資信託委託会社	：中央三井信託銀行
信託銀行	：中央三井信託銀行	証券会社	：野村証券
長期信用銀行	：日本興業銀行	生命保険会社	：日本生命保険
第二地方銀行	：第二地方銀行協会	損害保険会社	：三井海上火災保険
外国銀行	：国際銀行協会	短資会社	：上田短資
農林中央金庫	：農林中央金庫		

- 2 . 統一リファレンス番号について

○ 前年度までの検討状況

(1) 検討内容

R T G S 化後はオープンエンド取引・ネットイング取引の利用が活発化することが予想される。その場合入金内容のマッチングは現在よりも複雑化する可能性があり、マッチング業務の効率化や、投信・生損保の決済・着金確認を迅速化するうえでも、取引確認番号の活用は効果大。

(2) 期待される具体的メリット

- ・ リコンサイル（入金確認・入金消し込み処理等）業務の円滑化
- ・ 代行決済業務における着金確認の迅速化（委託先への早期通知が可能）
- ・ 当座預金管理業務・決済代行業務の S T P 化推進
- ・ 業務処理の迅速化による、R T G S 化後の短期金融市場の円滑化・安定化

○ 運用ルール

- (1) 統一リファレンス番号は短期金融市場のインターバンク取引参加者間の日銀ネット資金決済における取引確認番号とする。
- (2) 対象取引はコール、手形、C D、C P の各取引とする。
- (3) 返金時には、当初送金時に使用したリファレンス番号を使用する。
- (4) 投信取引に伴う日銀ネットの送信についても、R T G S 開始時の暫定対応である備考コード（3 桁）に代えてリファレンス番号付きの振替依頼を使用する。
- (5) 統一リファレンス番号は、日銀ネット送信時必須項目ではないものの、本件導入の目的に鑑み市場参加者の利用徹底が望まれる。

○ 番号体系

「約定日付」+「商品区分」+「短資媒介・D D 区分」+「取引・ネット・オープンエンド区分」+「約定番号」+「資金取り手の取引先コード」+「資金出し手の取引先コード」の組み合わせとする。

項目	桁数	内容等
約定日付	4	月日、ネットの場合にはカットオフタイム日付
商品区分	2	有担保コール...00、無担保コール...01、手形...02、C D...03、C P...04
短資媒介・D D 区分	1	短資媒介...0、D D...1
取引・ネット・オープンエンド区分	1	取引...0、ネット...1、オープンエンド...2
約定番号	10 桁	短資経由...約確の受付番号（5 桁） D D・オープンエンド...資金取り手の約定番号 ネット...資金取り手のネット決済番号
取引先コード： 資金取り手	5	取り手の金融機関コード等 約確受付番号（5 桁）がある場合は不要
取引先コード： 資金出し手	5	出し手の金融機関コード等 約確受付番号（5 桁）がある場合は不要

決済代行先、委託先分の着金確認のために「取引先コード」の入力を行う。但し、短資約確利用の場合は約定日付と短資約確受付番号で「取引先コード」がなくとも取引特定が可能なことから「取引先コード」不要とする。

○ スケジュール

- ・ 日本銀行宛具体的要望提出 平成 1 2 年 8 月～9 月
- ・ 日銀ネット対応完了予定 平成 1 4 年度以降

平成１２年度研究会構成メンバー

住友銀行	市場営業ｸﾞﾙｰﾌ担当次長	宮崎 雅夫
第一勧業銀行（～９月）	資金証券部 次長	小峰 喜雄
富士銀行（１０月～）	資金部次長	樋口 一成
横浜銀行	金融市場部ｸﾞﾙｰﾌ長	岩城 哲人（～４月）
		岩永 健（５月～）
中央三井信託銀行	総合資金部資金ｸﾞﾙｰﾌ課長	大山 雅己
日本興業銀行	総合資金部課長	青砥 政孝
ドイツ銀行	ディレクター トレジャリー	京谷 憲
京葉銀行	東京事務所 調査役	石澤 信彦
信金中央金庫	市場運用部円貨運用ｸﾞﾙｰﾌ次長	飛田 和宣
農林中央金庫	資金為替部 資金企画班部長代理	三好 正司
大和証券投資信託委託	トレーディング部次長 兼資金為替課長	松岡 正則
野村証券	決済部次長	梅村 義幸
日本生命保険	資金証券部資金課長	三輪 恭嗣
安田火災海上保険（～６月）	財務企画部運用計画ｸﾞﾙｰﾌ課長	平井 秀之
三井海上火災保険（７月～）	財務企画部資金ｸﾞﾙｰﾌ長	菅田 衛（～９月）
		久保 建一（１０月～）
山根短資（～９月）	インターバンク営業部次長	江口 徹
上田短資（１０月～）	東京営業部次長	根本 哲雄

短資取引担保センターに関する今後の検討項目及び検討スケジュール

[illegible]

平成12年12月19日

中央三井信託銀行

作成基準日：00/12/19

投信コール・日銀ネット備考欄コード一覧

備考 コード	会 社 名	備考 コード	会 社 名
601	野村アセット・マネジメント投信	647	興銀第一ライフ・アセットマネジメント
602	日興アセットマネジメント	648	パークレイズ投信
603	パートナーズ投信	649	東京海上アセットマネジメント投信
604	大和証券投資信託委託	650	ユービーエス・アセット・マネジメント
605		651	エイチ・エス・ビー・シー投信投資顧問
606	新光投信	652	スカダー・インベストメント投信
607	三洋投信委託	653	エスエスピーシティ・アセット・マネジメント
608	第一勧業アセットマネジメント	654	ブルデンシャル投信
609	日本投信委託	655	ステート・ストリート投信投資顧問
610	大同ライフ投信	656	ウォーバーク・ビンクス・アセット・マネジメント投信
611	国際投信投資顧問	657	インドカム・アセット・マネジメント投信
612	明治ドレスナー・アセットマネジメント	658	エスジー山一アセットマネジメント
613	あさひ東京投信	659	しんきんアセットマネジメント投信
614		660	
615	スミセイ グローバル投信	661	ビー・エヌ・ビー・エル・アセット・マネジメント
616		662	東洋信アセットマネジメント
617	ジャーデン フレミング投信・投資顧問	663	ジーイー・アセットマネジメント
618	インベスコ投信投資顧問	664	住信アセットマネジメント
619		665	フランク・ラッセル投信
620	シュローダー投信投資顧問	666	三井海上アセットマネジメント
621	クレディ・スイス投信	667	安田ペインウェバー投信
622	大和住銀投信投資顧問	668	朝日ライフ アセットマネジメント
623	さくら投信投資顧問	669	第一勧業ジェーピーモルガン投信
624		670	イー・ビー・エム・アセット・マネジメント投信
625	農林中金全共連アセットマネジメント	671	さわかみ投信
626	富士投信投資顧問	672	アイエヌジー投信
627		673	住友ライフ・インベストメント
628	東海投信投資顧問	674	ユナイテッド投信
629	ニッセイアセットマネジメント	675	トヨタアセットマネジメント
630		676	エルフィス・インベストメント・マネジメント
631	エルガン・スタル・アセット・マネジメント投信	677	住友海上アセットマネジメント
632	フィデリティ投信	678	日立投資顧問
633	ベアリング投信投資顧問	679	三井生命グローバルアセットマネジメント
634	ドイチェ・アセット・マネジメント	680	スパークス・アセット・マネジメント投信
635	ゴールドマンサックス投信	681	中央三井アセットマネジメント
636	ガートモア・エヌ・シー投信	682	三菱信アセットマネジメント
637	ロスチャイルド投信投資顧問	683	ピーピーエム投信投資顧問
638		684	ピムコ ジャパン リミテッド
639	アライアンス・キャピタル・アセット・マネジメント	685	メロン・アセットマネジメント・ジャパン
640	エイミック投信投資顧問	686	アクア・インベストメント・マネージャーズ 東京リミテッド
641	東京三菱投信投資顧問	687	フロンティア・テンプルトン・インベストメント
642	ピクテ投信投資顧問	688	三和投信
643	メリルリンチ・マーキュリー投信投資顧問	689	日債銀投信
644	コメルツ投信投資顧問		
645	安田火災グローバル投信投資顧問		
646	クレディ・リネ・アセット・マネジメント投信		

(欠番 No.605,614,616,619,624,627,630,638,660)

リファレンス番号の日銀ネット画面・帳票への反映について

○前提

日銀ネット振替依頼電文（含む付記電文）にリファレンス番号を追加する。

入力画面、出力画面、出力帳票にリファレンス番号欄を追加する。

○対象画面・帳票

▪振替依頼

入力画面：振替依頼（22101） ...備考コード欄の下にリファレンス番号入力欄追加

出力帳票：当座勘定振替済通知（A22-000）...備考コード欄の下にリファレンス番号出力欄追加

出力帳票：当座勘定入金通知（A22-001） ...同上

▪振替依頼・付記電文付

入力画面：振替依頼（22201） ...記事欄の下にリファレンス番号入力欄追加

出力帳票：当座勘定振替済通知（A22-010）...記事欄の下にリファレンス番号出力欄追加

出力帳票：当座勘定入金通知（A22-011） ...同上

▪振替依頼・付記電文付（ノンバンク用）

入力画面：振替依頼（22202） ...記事欄の下にリファレンス番号入力欄追加

出力帳票：当座勘定振替済通知（A22-014）...記事欄の下にリファレンス番号出力欄追加

出力帳票：当座勘定入金通知（A22-015） ...同上

(4) 受払明細（相手先・取引通番指定）

出力帳票：当座勘定受払明細表(A22-734) ...受払区分左にリファレンス番号出力欄追加

入力画面：受払明細(相手先・取引通番指定)(22923)にて指定

(5) 受払明細（取引通番指定）

出力画面：当座勘定受払明細 ...小切手番号の下にリファレンス番号出力欄追加

入力画面：受払明細(取引通番指定)(22920)にて指定

(1) - 振替依頼

【入力画面】

2 2 1 0 1

当座勘定	
振替依頼	
取引実行日	[]
受 取 人	[]
金 額	[] 円
備 考	[]
リファレンス番号	[]

(1) - 当座勘定振替済通知

【出力帳票】

【出力先：振替依頼人】 A 2 2 — 0 0 0

当座勘定振替済通知			
取引実行日	_____		
当座勘定 取引通番	振替依頼人	引落額	当座勘定残高
_____	_____	_____	_____
			担保余裕額
	振替金受取人	_____	
_____	_____		
備考	_____		
リファレンス番号	_____		

(1) - 当座勘定入金通知

【出力帳票】

【出力先：振替金受取人】 A 2 2 — 0 0 1

当座勘定入金通知			
取引実行日	_____		
当座勘定 取引通番	振替金受取人	入金額	当座勘定残高
_____	_____	_____	_____
			担保余裕額

振替依頼人			
_____	_____		
備考	_____		
リファレンス番号 _____			

(2) - 振替依頼・付記電文付

【入力画面】

【為替業務先用】 2 2 2 0 1

当座勘定	
振替依頼・付記電文付	
取引実行日	[]
受 取 人	[]
金 額	[] 円
(付記電文)	
受取顧客	
口座所在店舗名	[]
口座種目・番号	[]
顧 客 名	[]
依頼顧客名	[]
記 事	[]
リファレンス番号 []	

(2) - 当座勘定振替済通知・付記電文付

【出力帳票】

【出力先：振替依頼人】 A 2 2—0 1 0

当座勘定振替済通知			
取引実行日	_____		
当座勘定 取引通番	振替依頼人	引落額	当座勘定残高
_____	_____	_____	_____
			担保余裕額
	振替金受取人	_____	
_____	_____		
受取顧客			
口座所在店舗名	_____		
口座種目・番号	_____		
顧 客 名	_____		
依頼顧客名	_____		
記事	_____		
リアルタイム番号	_____		

(2) - 当座勘定入金通知・付記電文付

【出力帳票】

【出力先：振替金受取人】 A 2 2 — 0 1 1

当座勘定入金通知			
取引実行日	_____		
当座勘定 取引通番	振替金受取人	入金額	当座勘定残高
_____	_____	_____	_____
			担保余裕額
	振替依頼人		_____
_____	_____		
受取顧客			
口座所在店舗名	_____		
口座種目・番号	_____		
顧 客 名	_____		
依頼顧客名	_____		
記事	_____		
リファレンス番号	_____		

(3) - 当座勘定入金通知・付記電文付（ノンバンク用）

【出力帳票】

【出力先：振替金受取人】 A 2 2 — 0 1 5

当座勘定入金通知			
取引実行日	_____		
当座勘定 取引通番	振替金受取人	入金額	当座勘定残高
_____	_____	_____	_____
			担保余裕額
	振替依頼人		_____
_____	_____		
受取顧客			
口座所在店舗名	_____		
口座種目・番号	_____		
顧 客 名	_____		
記事	_____		
リファレンス番号	_____		

(4) - 受払明細 (相手先・取引通番指定)

【出力帳票】 A 2 2 — 7 3 4

当座勘定受払明細表 (1)						
取引実行日		取引先				
相手取引先						
当座勘定 取引通番	取引時刻	コード・当座勘定備考	振替元 / 振替先 資金払込先 / 資金受入先	仕向行 / 被仕向行 集中決済口座	取引区分	
リファレンス番号	受払区分	入金額 / 引落額	当座勘定残高	担保余裕額	小切手番号	
					- 即 - - - -	
}	}	}	}	}	}	}
}	}	}	}	}	}	}

(4) - 受払明細 (相手先・取引通番指定)

【入力画面】 2 2 9 2 3

当座勘定・照会					
受払明細 (相手先・取引通番指定)					
取引実行日	[]				
取引区分	[]	即時 : 0	9 時 : 1	1 時 : 2	
		3 時 : 3	5 時 : 4		
受払区分	[]	受払 : 0	受入 : 1	払出 : 2	
相 手 先	[]	[]	[]	[]	[]
	[]	[]	[]	[]	[]
当座勘定取引通番 (自・至)	[]	-	[]		

(5) - 受払明細

【出力画面】

当 座 勘 定 受 払 明 細		作成日	_____
取引実行日	: _____	取引時点	: _____
取引先	: _____		
当預取引通番	: _____		
当預摘要	: _____		
_____	: _____		
_____	: _____		
備考	: _____	記事	: _____
小切手番号	: _____	明細状態	: _____
リファレンス番号	: _____		_____

(5) - 受払明細（相手先・取引通番指定）

【入力画面】 2 2 9 2 0

当座勘定・照会	
受払明細（取引通番指定）	
取引実行日	[]
当預取引通番	[]